

届出日は別記 8.着手予定時期より2ヶ月(60日)以上前の日付を記入

(記入例)

令和8年 4月 1日

令和8年4月から、届出先が米沢市になります。

米沢市長 様

別記 6.工事主体者と同じ氏名・住所

住 所 米沢市金池三丁目1-14

氏名等 米沢 太郎 ㊞

届 出

埋蔵文化財発掘の

に伴う進達依頼について

通 知

周知の埋蔵文化財包蔵地において、土木工事等のため発掘を実施したいので、貴市の意見を付して山形県知事あてに進達願います。

(記入例)

令和8年 4月 1日

山形県知事 殿

米沢市を經由して、山形
県知事あてに提出されま
す。

米沢市金池三丁目1-14

米沢 太郎 ㊞

埋蔵文化財発掘の届出について（93条届出）

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等のための発掘を実施したいので、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第93条第1項、同第184条第1項及び文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号）第5条第2項の規定により、下記の事項について、関係書類を添付し、別記のとおり届出します。

記

- 1 土木工事等をしようとする土地の所在及び地番
- 2 土木工事等をしようとする土地の面積
- 3 土木工事等をしようとする土地の所有者の氏名又は名称及び住所
- 4 土木工事等をしようとする土地に係る遺跡の種類、員数及び名称並びに現状
- 5 当該土木工事等の目的、計画及び方法の概要
- 6 当該土木工事等の主体となる者（当該土木工事等が請負契約等によりなされるときは、契約の両当事者）の氏名及び住所（法人その他の団体の場合は、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）
- 7 当該土木工事等の施行担当責任者の氏名及び住所
- 8 当該土木工事等の着手の予定時期
- 9 当該土木工事等の終了の予定時期
- 10 その他参考となるべき事項

〔添付書類〕

土木工事等をしようとする土地及びその付近の地図並びに当該土木工事等の概要を示す書類及び図面

別記（記入例）

県の文化財担当課が記入します。

93条第1項

県文書番号	第 号 ・ 年 月 日
-------	-------------

1. 所在地	米沢市丸の内1丁目1111-2 ←地番を記入		
2. 面積	400㎡（うち建物面積100㎡） ←建築物の場合、（ ）に建物面積を記入		
3. 土地所有者	氏名：山形二郎 住所：米沢市金池三丁目3番1号		
4. 遺跡の種類	散布地 集落跡 貝塚 都城跡 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 横穴墓 その他の墓 生産遺跡 その他の遺跡（ ）		
遺跡の名称	米沢城跡（県遺跡番号202-483） ←県の遺跡番号を記入	員数	1
遺跡の現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他（ ）		
遺跡の時代	旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他（ ）		
5. 工事の目的	道路 鉄道 空港 港湾 河川 ダム 学校 共同住宅 個人住宅 工場 店舗 住宅兼工場店舗 その他の建物（ ） 宅地造成 土地区画整理 公園造成 ゴルフ場 観光開発 電気・水道・ガス等 農業基盤整備（農道等含む） その他農業関係事業 土砂採取 その他の開発（ ）		
工事の概要	※建物の規模、開発内容など 例）個人住宅鉄骨2階建、GL（基礎）-0.5mまで掘削 杭基礎・地盤改良の有無等も明記してください。		
6. 工事主体者	氏名：米沢太郎 住所：米沢市金池三丁目1-14 ←届出者と一致		
7. 施行担当責任者	氏名：米沢建設(株) 住所：米沢市金池一丁目1番1号 ←施工業者名を記入		
8. 着手予定時期	令和8年 6月 2日	←届出日から60日以上先の日付を記入 届出が4月1日の場合、6月2日以降	
9. 終了予定時期	令和9年 3月 24日		
10. 参考事項	※工事立会等の日程調整できる現場担当者名・連絡先を記入して下さい		

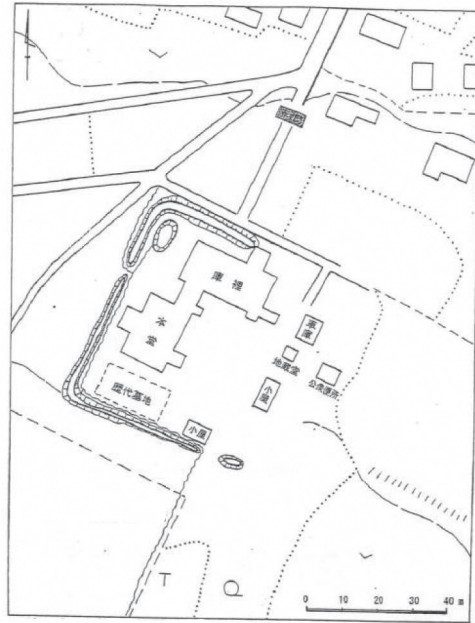
県の文化財担当課が記入します。

指示事項	発掘調査	工事立会	慎重工事	その他（ ）
------	------	------	------	--------

〔注意事項〕

- ①太線内は届出者が記入。
- ②指示事項欄は県で記入。
- ③4・5欄は、該当事項を○で囲み、該当項目のない場合は（ ）内に記入。

93 条届出に添付する図面類



1. 位置図

○山形県が作成した「山形の宝マップ」を使用(必須)し、開発する場所を示してください。

○下記の URL から利用することができます。

<https://www.pref.yamagata.jp/020077/bunkyo/bunka/bunkazai/yamagatanotakaramap.html>

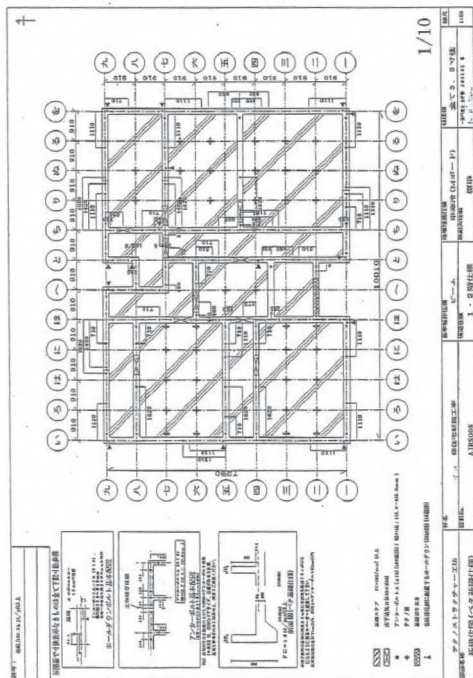
※案内図も添付して頂けると大変助かります。

2. 配置図又は計画図

○建物位置や敷地範囲を明記してください。

○縮尺(スケール)を明記してください。

(1/100、1/200、1/1000 などが望ましい)

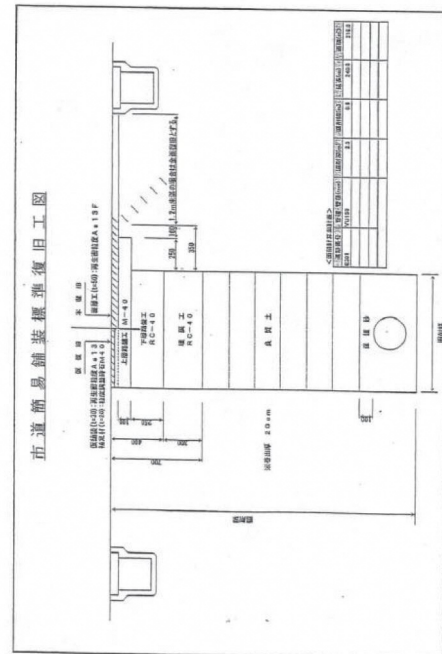


3. 平面図

○基礎伏図を添付してください。

○柱状改良等を行う場合、杭を打つ位置がわかる図面も添付してください。

○縮尺(スケール)を明記してください。



4. 断面図

○基礎工事における掘削の深さがわかる図面を添付してください。

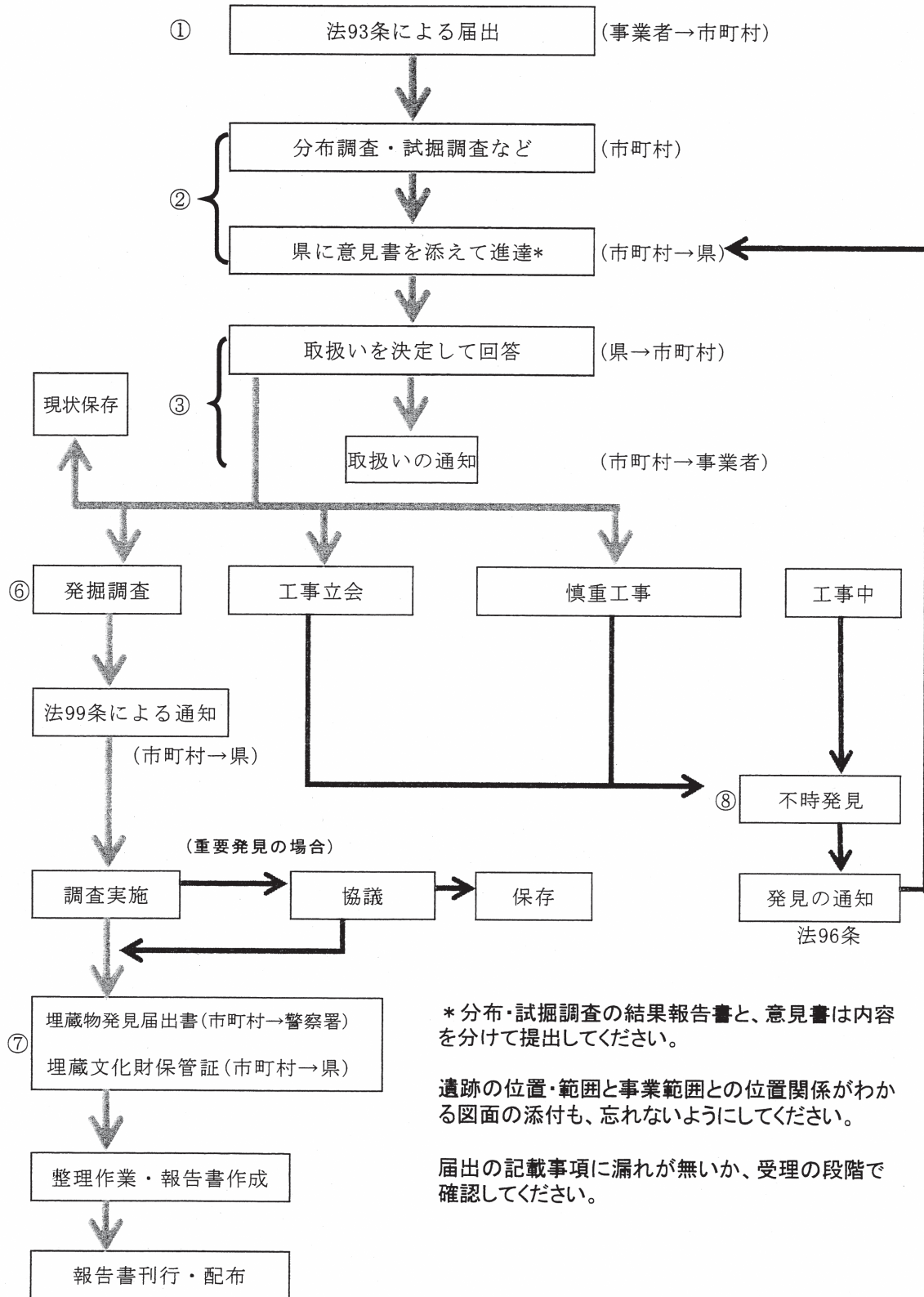
○柱状改良等を行う場合、杭の深さがわかる図面を添付するか、数値を明記してください。

注意：添付書類はすべて A 4 サイズ (A 3 折込可)、2 部

届出の様式は、米沢市のホームページでダウンロードすることができます。こちらもご利用ください。

☆米沢市役所ホームページ (<https://www.city.yonezawa.yamagata.jp/index.html>)

トップページ⇒分類から探す⇒文化・スポーツ⇒歴史・文化財⇒文化財の保護



埋蔵文化財に係る手続きの流れ (民間事業)

文化財保護法 第93条申請書チェックリスト

1. 文化財保護法第93条申請について

文化財保護法第93条第1項には、土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、文部科学省の定める事項を記載した書面をもって、発掘に着手しようとする日の六十日前までに文化庁長官に届け出なければならない、と規定されています。

なお、文化庁長官の事務は、都道府県が行うこととされ（同法第184条）、提出された書類は、米沢市から山形県に進達されます。

2. 申請書類（文化課での配布書類）の確認

提出書類は、米沢市あての文書（埋蔵文化財発掘の届出に伴う進達依頼について）1枚、山形県知事あての文書（埋蔵文化財発掘の届出について）2枚、別記（第93条第1項とあるもの）2枚です。お渡しした書類は、その他に記入例4枚と埋蔵文化財に係る手続きの流れという文書とこのチェックリストの文書がついており、全部で11枚、これで1セットです。

記入例を参照しながら、必要事項を記入し、関係書類を添付して提出してください。

書類を文化課に提出後、調査担当職員から代理人・担当の方に試掘調査等の日程調整の連絡をします。

3. 第93条申請チェック事項

* 書類を確認し、提出前にチェックを入れてください。

- 米沢市と山形県知事あて文書に申請者の住所・氏名が記載され、押印がありますか？
また、日付は記載されていますか？
- 別記に記載漏れはありませんか？
- 別記の8. 着手予定時期は提出日の日付より2ヶ月（60日）以上先の日付が記載されていますか？
- 添付書類に不足はありませんか？
 - 位置図（山形県作成の「山形の宝マップ」を使用） 案内図 配置図（計画図）
 - 平面図（基礎伏図） 断面図 地盤改良等を行う場合は関連する図面
- 提出書類はすべてA4サイズ（またはA3折り込み）で統一されていますか？
- 提出書類はすべて揃っていますか？
 - 米沢市長あて文書 1枚
 - 山形県知事あて文書 2枚
 - 別記（第93条第1項） 2枚
 - 添付図面一式 2部

* 上記について、不明な点がございましたら、担当までお気軽にご連絡ください。

米沢市 観光文化スポーツ部 文化課 文化財担当 〒992-0012 米沢市金池3-1-14 TEL：0238-22-5111（内線7553・7554） FAX：0238-21-6020 E-mail：bunkazai-t@city.yonezawa.lg.jp
--